

「町村議会のあり方に関する研究会」第2回議事概要

日 時：平成29年9月12日（火）10：00～12：30

場 所：総務省内会議室

出席者：小田切座長、山本座長代理、江藤構成員、大屋構成員、宍戸構成員、勢一構成員、谷口構成員、待鳥構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、渡邊外国人住民基本台帳室長、海老原市町村課長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、藤井行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 第1回研究会における主な議論について
3. 町村議会のあり方に関する課題等について（自由討議）
4. 閉会

【意見交換（概要）】

議会のあり方について

- イギリス・フランス・ドイツのような名誉職としての議員のあり方を日本の市町村議会に導入した場合、若者の議会への参加にはつながらないだろう。一方で、幅広い層からの参加を求めるならば、アメリカのニューイングランド地方のタウンミーティングやスイスの住民総会のように、会議は年に数回程度、参加率は低くてもかまわないなど、コミットメントを軽くしなければ実現は不可能だろう。
- 議員定数のあり方について、専門的な少数の者による議会構成とするのであれば、幅広い住民参加の機会を別途確保する必要が出てくると考えられるし、住民に近い多数の者による議会構成とするのであれば、少数の者による専門的審議の場を別途設ける必要があると考えられる。
- 仮に多人数の者からなる議会や町村総会を設けることとした上で、別途少数の者による審議の場を設けることとしても、その構成員をどのように選出するのか、議員のなり手不足を抱える団体でそうした者を確保できるのかという問題がある。
- 地域の状況の違いに応じてどのように議会を構成し、議会の本質的機能を担わせていくかという視点が重要であり、小規模な市町村だから議会の質が低くていい、ということではない。

- 議会の本質的な役割としての議決事件とそれ以外の議決事件を整理した上で、前者は議会において議論し、後者は別途（別機関などで）議論することなども考えられるのではないか。
- 現行の議決事件に関する規定は、市制町村制時代からの歴史の産物としてできあがっているものであって、現時点でゼロベースから考えると、必ずしも全てを議決事件とする必要はないとの議論もある。
- 現状では、議会には専門的な検討と民主的な承認との双方の機能が求められていると考えられるが、専門的な検討は議会外の別機関に委ねることで議会の負担を軽くすることも考えられるのではないか。
- 地方議会は、国会と異なり、各地方公共団体の個別の財産管理等についての権限を多くもっているが、地方の財政運営をどうチェックするか、実効的な財政コントロールをいかに効かせるかという観点から、そのあり方を考える余地があるのではないか。
- 一つの方策で議員のなり手不足という問題が解決するわけではないことから、様々な角度から方策を提示して、各団体での選択をある程度認めることとすべきではないか。
- 各地方公共団体からの要望書や意見書等で地方自治法や公職選挙法の改正が求められている点について、検討する必要があるのではないか。
- 議会アドバイザーの設置など、各団体で現行法の枠内で既に取り組んでいることについても、法律上の位置づけを付与することで、各団体における取組の後押しに繋がるのではないか。
- 本研究会における議論の方向性について、議会のあり方についての制度的な議論から、夜間・休日議会の開催といった議会運営についての実務的な議論まで、様々なレベルがあり得ると思うので、小規模な市町村の議会にとって何が有意義かという観点で焦点を定めていくといいのではないか。
- 住民の政治参加の態度は様々と考えられ、「政治参加に消極的な層」を念頭に置いた政治教育のほか、「政治参加を望むが実現できない層」を念頭に置いた制度的障壁の除去や、「政治参加を望むが議会には魅力を感じない層」を念頭に置いた議会の魅力向上を図る取組などが必要と考えられる。このほか、小規模な市町村においては、「政治参加を望むがその必要がない層」として、直接首長などの執行部に働きかけることが可能なために議会に関心を持たない状況もあるようであるが、このようなプロセスを透明化する観点から、住民が一堂に会して議論する場を設ける意義もあるのではないか。

町村総会について

- アメリカニューイングランド地方のタウンミーティングやスイスの住民総会の出席率の状況等からすると、日本の地方自治法における「町村総会に議会の規定を準用する」という規定は機能しないのではないか。
- 国会においても数百人規模での討論を重ねているわけではなく、各委員会が中心となって審議を行っていることを踏まえ、有権者が数百人に上る町村総会でどのように実質的な議論をするのか、あるいはその定足数のあり方はどう考えるべきか検討する必要がある。
- 現行法上は、議会と町村総会は並置できないこととされているが、議会の代替としての町村総会ではなく、住民の実効的な政治参加の場としての町村総会を考えることもできるのではないか。また、これにより、住民の要望・意見集約に係る議員の負担を軽減することもできるのではないか。
- 町村総会のあり方についての検討にあわせて、住民投票制度との関係についても整理する必要があるのではないか。

今後の議論について

今後の議論について、

- ① 一部の団体で実施されているような、議会と住民を近づけ、議員の裾野を広げる取組（政策サポーター制度など）をどう促進していくかという議論、
- ② 個々の制度改革の必要性（兼職禁止など）についてどう考えるかという議論、
- ③ 町村総会を含め、住民の政治参加や議事機関の機能などについてどう考えるかという議論、

という3つのレベルで論点整理をした上で、特に①と②については、パッケージで改善策を提起していくという方向性が提案され、各構成員の賛同を得た。